

人形木口年六月一八日(第八日目)

一開議及散会時刻(自午前十時三十分~至午後二時二十分)

二出席議員次回通り心乃

議席	代	名	議席	代	名	議席	代	名
一番	仲	村春山	九番	米	娘清祐	一七番	景次	富澤信
二 "	岸	本利寛	一〇 "	仲	本重	一八 "	稻	嶺盛
四 "	佐喜真	眞徳祐	一一 "	仲	里平助	一九 "	岩	里敏行
五 "	中山	勝豊	一二 "	松	本利宣	二〇 "	根原	山貢
六 "	安	里良朝	一四 "	山	本朝徳			
七 "	崎	間健一郎	一五 "	天	久富城			
八 "	知	花山大	一六 "	当	山伸太郎			

三又出席議員次回通り心乃

三番 仲作真一 七番 花城清喜

四、市町村自治法第十一條の規定により会議事項説明の次回出席レジ
着回次回通り心乃

村長 仲村春勝 政政課長 当山全喜

助役 畠山眞徳 総務課長 澤嶺平一

收入收仲村春松 建設課長 桑江良徳

五、本議会の書記官次回通り心乃

書記長 松川山義 書記 照屋毅

六、議事日程次回通り心乃

日程第一、議案第十七号 人形木口年度首野灣村歳入歳出予算二二八

x. 会議の顛末

議長	出席ノセ右心ナリヨモ。以テ市町村自治法第五三條の規程に依 議会作成シ致レキトド、唯月刊議会を開会致レキト。
	(午前十時三十分)
"	日程第一、議案第一号人形木ノ年度首野澤村収入歳出予 算に付し、議題と致レキト。
"	昨日に引続ニ本題に対する質疑を願ハシム。
会員	五款三目、住民登録事務貴ニハル。シカ事務は昨年消んだと思ガ。
總務課長	消んだ件かく、それを軽視に蒙テ云々と言ハシム。事務はあれば 總務課へアマハス。
"	貴附尾セキス裏志があらば、組入申セキテハシカク、育英会を含メテ、
助役	育英会の賃足ハシスハ心平算を追アセバハス。
一五番	取產收入で株券の配当利子税はビタリ出ツカ:
	一割二分に亘リカニカ、今カ追リカニカ:
助役	差引ナシハ心平算口直ヘス。
"	六款、村敗産の貸付に付し、九款の新收の數字が介レハ、延滞金:207.12
助役	貸付ハ目的心付カニハ、住民の要望に付し、貸すと言ハニカ 貴目に以テアリ、延滞金ハハリ取カシム。納カセセシハ目的下 所30人。
八番	統計職員設置の状況及今后自治法の開墾に付し、溝渠可 能性ハ人。
助役	政府の國家事務的不社事ミリハ、然手にハモニモ政府から支給す ベリハナシカ、レガレ金額は支給ニシカニハ、片役金額支 給ハ政府に要望レタリ。
八番	額口セの位支給エ申リカニカ。

院議事録

助 徒	一章七 ハードルである(収費)
一三 番	所得割の数字の根拠は、いかで農民の所得、一產物の額はどの程度か。
助 徒	知る年度対象にあつた。
一四 番	一般實用の農民の総所得が167万余ドルとB-1. 平算上の合計より 相違があるのは如何。
助 徒	差は確保である
一五 番	歳入の大額の賃付金に加え、中部市町村を調査しておこう。
助 徒	中部地区では土木工事等の事業者の協力や地元負担がついてい る所もある。本村においては取り扱いあり。
一六 番	賃付金を育英会の用を入れて、すればその分の支出は可能と思うが、村 の見解はどうか。
助 徒	育英会がいつか見通があつれば、村としても補助を出していくと思う。
一七 番	A款の繰越金が計上されておるが、当然繰越すべきと思うが、 エル年度前で五千床ドルと思うが。
助 徒	過年度收入がうがんで来るが、歳入欠陥を検討しておけば十分だ。
一八 番	繰越の問題があつたが、工事施行にあれば、その分はあつた。 又別個に議会の年額の予算だが、現在まで未だにして。
	六月三十日の着工にあれば、七月三十日に可能であるとの話である。
助 徒	事業の繰越するに、当初予算は助だらかと思う。
一九 番	今ヶ月の取扱い方で、もう一つの事があつてはからかいいの事で、平算 処置をしなければならない。
	これは予想以上に入らなければ、末年度とか決算は出来ないと 整理期間が出来ないすれば、入らるべさへある。
助 徒	予想以上に入り、次年のために見越した場合計上され、執行は出来ないと

八三 番	施政方針の参考資料について 大山、愛知の分があつたが、事業課題をどうする
助 役	自治法の印字範囲内に事業をやる。六月の年度が出来ないと云うことは、本3回未執行と本3回、一件公刊付事業の課題を立てた。
一四 番	昨年も同様の問題があつた。どうやって云つたか、殆んど年度末にふり入始め、どう云う事で云つたかが、工事の企画性の良からぬと新年度の下ふり下しをべき心持。
助 役	六〇年度日本水道事業の実施と、出来3回付年度内にとの議論で、これが、部落がやうふいとのことで工事執行不調とかつていて、新年度にかけて、より林あたりがより林を努力したい。
八 番	食糧公社跡の面積、年間貸貸料、市価との差額はどうか
助 役	面積 3820.32、地料 2856.
議 長	市価は朝地、道路、割溝川 20.56、差額が 1,719 位。
"	暫休憩致します(午前十一時二十分)
"	再開致します(午前十一時二三分)
"	収入の部分終了した。歳出部分は入ります。
一〇 番	兼任職の手当をふりが、又二〇節の資料と資料に付して。
議務課長	兼任職の場合四月の諸手当で超過勤務手当を支給する。 資料資料に川口村の車をあります。議員の皆様方がビニールを 複数見当たず場合に車の車両は出来ないところです。
議 長	暫休憩致します(午前十一時二十分)
"	再開致します(午前十一時三七分)
一一 番	議員報酬と職員給の増の理由について
議 長	暫休憩致します(午前十一時三八分)
"	再開致します(午前十一時四二分)

五 番	議員報酬の他市町村との比較についてどうが?
助 球	大年度予算集であります。
	石川市 11. 12. 10. 丹志川村 18. 15. 12. 浦原村 18. 11. 13 諸谷村 18. 15. 12 美里村 11. 9. 8 長手郷村 18. 12. 10
一五 番	議員報酬について貢政の許す範囲にからて努力すべきの村長の説明がありますが、日本では村長が3ヶ月分を目標にしています。 日本では議員の期末平均が支給されますが、沖縄では二年支給の1ヶ月あたりの規程がありますか?
村 長	日本では基本法が改訂されました。支給されています。沖縄では基本法が改訂されました。
総務課長	自法でなく他の市町村の資料はあります。 受け取った方に付いては、条例でなく支給する額が法律で國政府の見解になります。
一八 番	費用辨償について他市町村の資料はありますか?
助 球	参考資料として添付してあります。
一九 番	費用辨償について他市町村との比較についてどうが。30日の見積りについて 総務課長 暫時会(2) 大月議会(20) 岩例会(6) その他に審査会も開かれています。
二 番	議是会の運営について中央への負担はどの程度ですか?
議 長	市町村心の問題集、中野心配つれの問題集等を取扱いながら接渉するが、又議員研修会等の集め。 昨年12月議是会(秋)の計画で議員研修会を行なったが、これは各中南北に進んでいた。今年度セミナーは貢政開催の研修会を持つことになります。負担金について中野議是会は負担金本八。

議長	1. 本議員の出席を報告致しました。
△ 番	職員の給料が約1%削減。期末手当が1.6%から1.4%に減り、他の市町村で1.5%支給の中では低めであるがどうか。
助役	期末手当については市町村農会で1.5%の説明があった。昨年の政府が1.5%から年度1.0%へと減らして、政府公務員の期末手当額も1.5%以下である。
△ 番	正長の給与にかく3ドルにあつたが、各部落が負担しているが、これが産廃に入れない。最多、最高はどこか。
助役	各部落のものは産廃に入れない。40ドルと2ドルである。
△ 番	事務更員と書記、書記補の区別はどうか。又技手と技手補の區別は。
助役	常勤的臨時割度を取ればどもあるが、本年3月1日臨時を廢止して、職員に入れない。もう少しも臨時に變るべきものである。
△ 番	見習期間における見解の裏に事務技手補と分けてある。
△ 番	自分の決定の基準はどうか。
助役	期間の問題はない。規則やうすれば決めてあるかと思う。
△ 番	正長給の件は仕事の内容の限界が来ておりかと思うが、行政改革の再編成の意志があるかないか。(本年度に)
助役	中には市町村長から賛成率が90%いたが、本年度は実施する。これは決めてないが、都計と市計合せやつて行なう。
議長	仕事の内容については議論していない。
△ 番	正長給は現在の所定よりも少ないので、常勤の内勤者も高いと思うが、既に末締結済の責任者もあり、也負担を考慮する。課長以外は少ないので思うが、中には市の事務用意が入っているがそれらか。

助役	村にても過る勢力方にからて困つてゐる。本年度は都計着委員会議を設置して村の行政区域のあり方について検討を進めた。
八番	常勤の点の見解はどうが、常勤とおなばれの中の費用、退職金等、支給額にあたると思うが、
助役	三ヶ月取扱いにかけては疑問を持つてゐる。
總務課長	二月に開いた條例改めて有りますので充分から検討をいたしました。
一三番	正長の給与と後所給与と同様、松ヶ原藩では貢租も合算して、五ドル半位取扱ひで、各掌の貢租金を調査して、後所の給与と平均しての額はどうか検討してある。
助役	検討はない。各掌貢租は正長所を除く。まことに。
一五番	報酬は云々で支給する方法は本當にそれば退職金の問題をあたると思うが、
助役	報酬は云々で支給する方法は本當にそれば退職金の問題をあたると思うが、
八番	現在の市町村自治法では出来ないと云ふ。
助役	報酬は云々で支給する方法は本當にそれば退職金の問題をあたると思うが、
一八番	正長の常勤との話しが、古勤の場合は取扱ひと職員と云ふが、
助役	條例改めて特別職員として取扱ひあるので検討はまだない。
一〇番	職員厚生費100ドルにかぎりで、その他の職員の福利厚生費は、(陸上、野球、排球)種目が取扱ひ、月に一日職員の積立式で参加するもので、心中を靈通すべきと思う。
一七番	條例が深めかどりと思うが、最初、最高は九千円、現在不満める額が五千円はどうかを標準としている。
助役	現在の手は一率ではなく、最高と云う額をセーフで、
一六番	昇給の割合と見積りがあるが、各職種別の額は

助 徒	市役所一部不 ^可 能。課長級の場合は中部地区では年功をうけ取られるが、本校がすれば当然である。職員の場合 ^は 五九年度に特別昇給をうけたが、課長級は昇給しきつたので、三枚目玉ドル、課長ハドル、その他同一割合である。
二 番	増報に付ける職員から要望があるのか（よい）
二 番	正長の給与の件で他の職員と兼ねてかた人けふいかどうか、常勤職員の以上に止むなく出来あらうか。
助 徒	常勤職員がおればそれまで正長として出でてよい。
二 番	四月五項の所修費の中の食糧費について実体的に説明頼む。
助 徒	対外的の食糧費は今までの実績を計上すべきである。（四目）五項は対外的と対内的のもののが含んである。
八 番	新潟行政事業から負担の莫大な民營銀行条例をどうしてあるかが問題である。
助 徒	住民登記の條例は一致しているが、正長制度が一致しない現状は不思議である。
一七 番	定期昇給の算入年限改訂等を加味せよかうかどうか！
助 徒	現在までの昇給は一年以内である。又特別昇給を定期的に行なうとするかといふ。
一八 番	燃料費ガソリン、石油の代用料額は。
助 徒	石油は年々ドル位である。
二 番	事務室の不 ^可 能な今年度予算はどうか？
助 徒	省直管の上に可能でなければ今年度は不 ^可 能。
二一 番	四月前半本費不 ^可 能数はどの程度か。（200部へ200部位）

△ 番	一日一項備品費、ハルビタ林ホカト購入す。
助 徒	机腰掛、松葉扇等は未だ青々てない。現在和文行灯を購入しないかと思ふ。
△ 番	本報の部数は現在どの様か、カム増す意有りか。
助 徒	現在は2,000部不満ですが、今年度から3,000部に増したいと思う。
八 番	職員会議件数は少く、給料、旅費、講習会、文部省、医療会等の合計額で開いて頗る手短い。休憩の場合は結構ある。
△ 番	退職給与金について、定期的退職給与金改廃に対する意見があつたが、
助 徒	今月改廃の意向はない。
議 長	本日の日程は二回目持つて終了し、次に致ります。明日休、 今日引続工事三款からX3=8K致します。明日12年、 1月2日開会式とXK詠レキ音散会(午後一時半)
△ 番	○
△ 番	○
△ 番	○
△ 番	○
△ 番	○
△ 番	○
△ 番	○
△ 番	○

恒興株式会社